

国際海上コンテナ用セミトレーラの申請者（使用者）各位

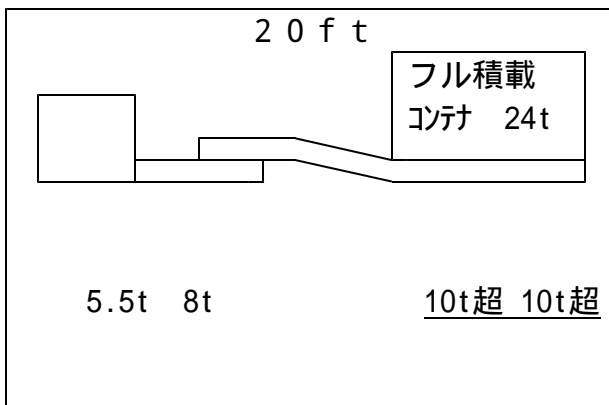
国土交通省 道路局 道路交通管理課

国土交通省 自動車交通局 技術安全部 技術企画課

ISO規格フル積載の国際海上コンテナに係る経過措置終了のお知らせ

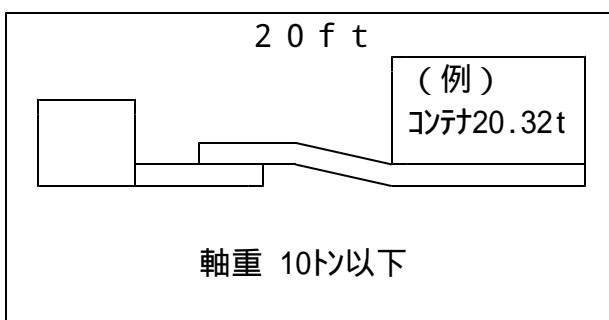
自動車検査証の備考欄に「基準緩和の認定の有効期間の満了する日は、平成20年3月31日とする。」と記載されているコンテナセミトレーラについては、平成20年4月以降、当該トレーラに積載できる最大積載量が、以下のようになりますのでご注意ください。

平成10年4月～平成20年3月までの経過措置



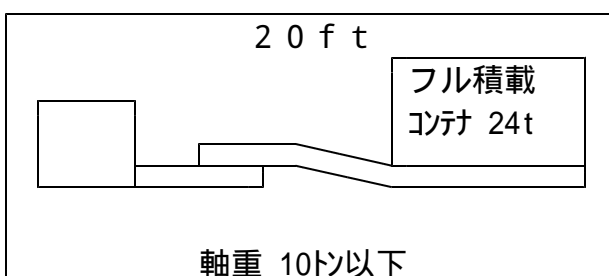
経過措置：長さ20フィートの国際海上コンテナをフル積載(24トン)しようとする現行タイプ2軸トレーラ（連結した状態における最遠軸距が11.5m以下のトレーラ）であって、平成10年3月31日までに初度登録を受け、かつ、安全上必要な改造を講じたものは平成20年3月31日まで基準の緩和を認めています。（以下、「改造2軸トレーラ」という。）

平成20年4月以降、改造2軸トレーラは「基準内最大積載量」となります。



経過措置によりフル積載を認めていた改造2軸トレーラの最大積載量は、平成20年4月以降、自動車検査証の最大積載量欄中、括弧外に記載されている「基準内最大積載量（例：20.32トン）」となります。特殊車両の通行許可ができるのも基準内の積載重量以下となります。

平成20年4月以降、フル積載が可能なトレーラは「3軸車」です。



20フィートの国際海上コンテナに24トンのフル積載をする場合には、「3軸トレーラ」が必要となります。（20フィート専用、20/40フィート兼用シャーシ）

平成20年4月1日以降のトレーラの取扱いについて

番号 00001

平成 19年 4月 1日

運輸支局長

自動車検査証

自動車登録番号又は車両番号		登録年月日 / 交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形状			
品川 11 か 8944		平成 9年 4月 1日	平成 5年 4月	普通	貨物	事業用	コンテナセミトレーラ [041]			
車名				乗車定員	最大積載量		車両重量	車両総重量		
MLIT				- 人	20320[24000]kg		3500kg	23820[27500]kg		
車体番号				長さ	幅	高さ	前前軸重	前後軸重	後前軸重	後後軸重
ML100-IT8944				860cm	248cm	156cm	- kg	- kg	1380kg	1380kg
形式		原動機の形式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号		
ML100		-		kw - L	-					
所有者の氏名又は名称	国土交通運送 株式会社									
所有者の住所	東京都千代田区霞が関2-1-3 [10000 0000]									
使用者の氏名又は名称	* * *									
使用者の住所	* * *									
使用の本拠の位置	* * *									
有効期間の満了する日	平成 20年 3月 31日	年	月	日						

備考

[品川]、継続検査
自動車税 非課税
保安基準緩和〔認定年月日〕平成11年4月1日〔運輸局〕100〔緩和事項〕[004]車両総重量、[005]軸重、[056]隣接軸重〔制限事項〕[028] 被けん引自動車の後面には、基準車両総重量に単体物品基準緩和車両総重量を括弧書で、基準最大積載量に単体物品基準緩和最大積載量を括弧書でそれぞれ併記して表示すること。〔025〕被けん引自動車の後面には、軸重を表示すること。〔096〕被けん引自動車の後面には、隣接軸重を表示すること。
〔068〕基準緩和による運行は、国際海上コンテナを輸送する場合に限る。〔069〕基準緩和の認定の有効期間は、平成20年3月31日とする
けん引車
〔その他検査事項〕(1)最大積載量欄及び車両総重量欄において括弧外は基準内の最大積載量及び車両総重量を、括弧内は基準緩和時の最大積載量及び車両総重量をそれぞれ示す。
以下余白

基準緩和認定された最大積載重量及び車両総重量([]内)の有効期間が平成20年3月31日で満了するが、基準内([]外)であれば、これまでどおり使用可能です。

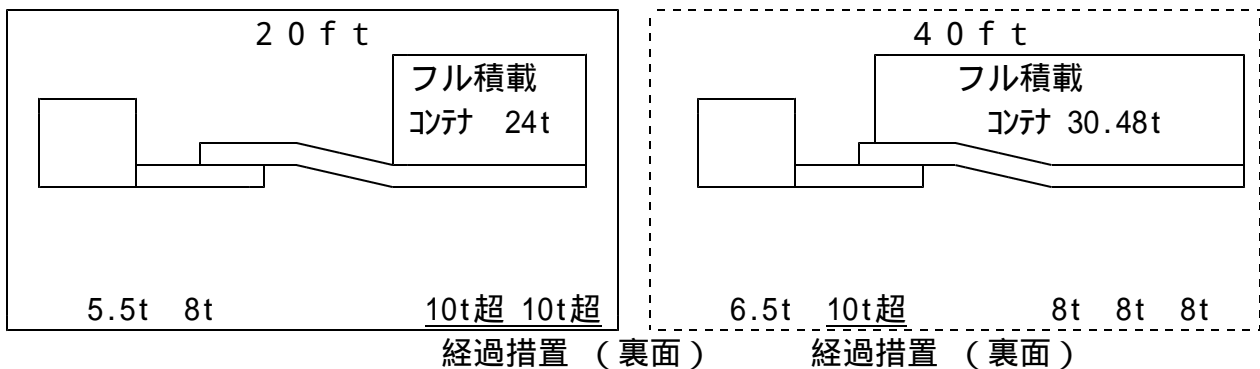
道路管理者各位

国土交通省 道路局 道路交通管理課

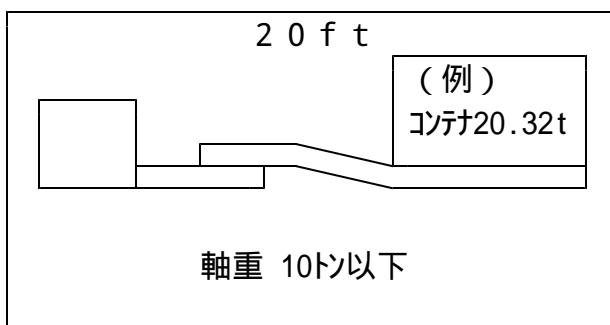
ISO規格フル積載の国際海上コンテナに係る経過措置終了のお知らせ

自動車検査証の備考欄に「基準緩和の認定の有効期間の満了する日は、平成20年3月31日とする。」と記載されているコンテナセミトレーラについては、平成20年4月以降、当該トレーラに積載できる最大積載量が、以下のように変わりますのでご注意ください。

平成10年4月～平成20年3月までの経過措置

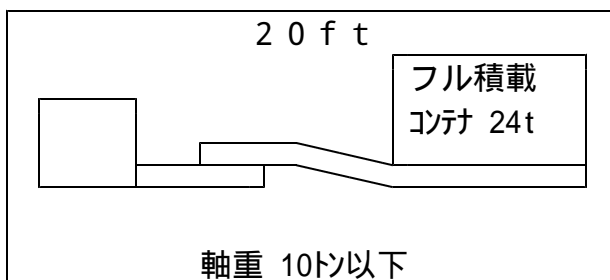


平成20年4月以降、改造2軸トレーラは「基準内最大積載量」となります。



経過措置によりフル積載を認めていた改造2軸トレーラの最大積載量は、平成20年4月以降、自動車検査証の最大積載量欄中、括弧外に記載されている「基準内最大積載量(例：20.32トン)」となります。特殊車両の通行許可ができるのも基準内の積載重量以下となります。

平成20年4月以降、フル積載が可能なトレーラは「3軸車」です。



20フィートの国際海上コンテナに24トンのフル積載をする場合には、「3軸トレーラ」が必要となります。(20フィート専用、20/40フィート兼用シャーシ)

参考

3月31日までの経過措置の内容

(1) 20ftコンテナ

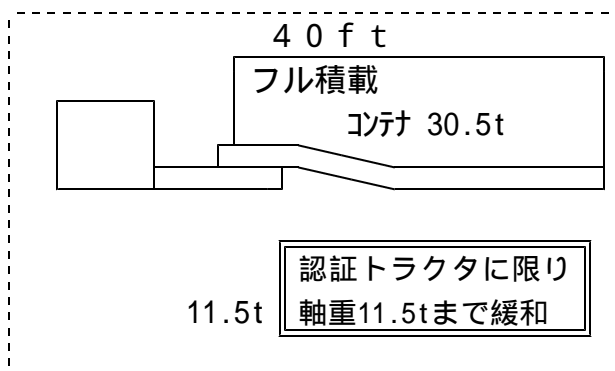
長さ20フィートの国際海上コンテナをフル積載(24トン)しようとする現行タイプ2軸トレーラ(連結した状態における最遠軸距が11.5m以下のトレーラ)については、平成10年3月31日までに初度登録を受け、かつ、安全上必要な改造を講じたもの。

(2) 40ftコンテナ

フル積載(30.48トン)をしようとする現行タイプのトラクタについては、フル積載に対応するため安全上必要な措置を施す必要があるものについては、平成10年9月末までに初度登録されたもの、

フル積載への対応を設計段階で考慮して製造されるものについては、その駆動軸重11.5トン以下で、かつ、平成15年3月末までに初度登録を受けたものについて、平成20年3月31日まで認める。

平成20年4月以降、40フィートの国際海上コンテナをフル積載でけん引できる2軸のトラクタは、駆動軸にエアサスペンションを装着した「認証トラクタ」です。



認証トラクタ：トラクタの駆動軸にエアサスペンションを装着し、規定の試験及び判定方法に適合し、基準緩和自動車として認定された「認証トラクタ」については、特殊車両通行許可の対象として恒久的に認めています。

平成15年5月19日付け、国道交第20号「道路交通管理課長」通達、国道企第12号「企画課長」通達

40フィート用2軸トレーラは、従前から24トンまで積載可です。

